

# ○鹿児島県公衆浴場法施行細則

昭和44年8月1日  
規則第68号

〔沿革〕昭和58年 4月27日規則第27号, 61年 6月23日第64号, 平成12年 3月31日規則第41号  
15年 3月28日第30号改正, 平成17年 3月25日規則第35号

鹿児島県公衆浴場法施行細則をここに公布する。

鹿児島県公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び鹿児島県公衆浴場法施行条例(昭和44年鹿児島県条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(営業許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により公衆浴場の営業の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 省令第1条第5号に規定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 営業施設の構造設備を明示した平面図
- (2) 営業施設を中心とした半径400メートル以内の見取図及び最寄りの一般公衆浴場との距離を表示した位置図
- (3) 特殊公衆浴場を営もうとする場合にあっては、入浴料金(入場料金等を含む。)の額
- (4) 条例第2条第2項第3号に規定する特殊公衆浴場を営もうとする場合にあっては、異性の入浴者に接触する役務の提供の有無
- (5) 管理者を置く場合にあっては、管理者の住所、氏名及び生年月日

一部改正〔昭和61年規則64号〕

(地位の承継の届出等)

第2条の2 法第2条の2第2項の規定により、相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は公衆浴場営業相続承継届(別記第2号様式)を、合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は公衆浴場営業合併承継届(別記第3号様式)を、分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は公衆浴場営業分割承継届(別記第3号様式の2)を知事に提出しなければならない。

2 省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、別記第4号様式による。

追加〔昭和61年規則64号〕, 一部改正〔平成13年規則25号〕

(許可書の交付等)

第3条 知事は、法第2条第1項の規定により営業の許可をしたときは、許可書(別記第5号様式)を申請者に交付するとともに、公衆浴場施設台帳(別記第6号様式)に記載するものとする。

2 知事は、前項の許可をする場合、法第2条第4項の規定により、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- (1) 法第2条第1項の規定による許可の日から6箇月以内に営業を開始すること。
- (2) 正当な理由がなく、又は届出をしないで引き続き6箇月以上営業の全部を停止しないこと。
- (3) 特殊公衆浴場にあっては、一般公衆浴場と同様な形態の営業行為をしないこと。
- (4) その他知事が必要と認めて指示する事項を措置すること。

(変更等の届出)

第4条 営業者（営業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。）は、第2条の申請書に記載した事項を変更したときは、公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届（別記第7号様式）に、その変更事項を証するに足る関係図面等を添付して知事に提出しなければならない。

2 営業者は、営業の全部又は一部を停止したときは、公衆浴場営業停止届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

3 営業者（営業者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の届出義務者）は営業の全部又は一部を廃止したときは、公衆浴場営業廃止届（別記第9号様式）に、営業の一部を廃止した場合を除き、許可書を添付し、知事に提出しなければならない。

(浴室等の構造設備の基準)

第5条 条例第4条第15号の規則で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ろ過器に係る構造設備の基準

ア ろ過器を設置している場合にあつては、当該ろ過器は、1時間当たりの浴槽水の処理能力が浴槽の容量以上のものであり、かつ、当該ろ過器のろ材は、逆洗浄（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させる方向とは反対の方向に流すことにより行う洗浄の方法をいう。以下同じ。）が十分に行えるものであるとともに、浴槽水が当該ろ過器に入る前の位置に集毛器（毛髪等を除去する設備をいう。以下同じ。）を設置すること。

イ ろ過器を設置している場合にあつては、浴槽水の消毒に用いる塩素系の薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水が当該ろ過器に入る直前の位置に設置されている構造であること。

(2) 浴槽に係る構造設備の基準

ア 原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる温水をいう。以下同じ。）及び原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる水をいう。以下同じ。）の配管は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽に直接供給する構造であること。

イ 浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を浴槽の底部に近い部分で補給する構造であること。

(3) 回収槽に係る構造設備の基準

回収槽（浴槽からあふれた浴槽水を回収する設備をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該回収槽の湯水を浴用に供する構造となっていないこと。

ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽は、地下へ埋設されておらず、かつ、清掃が容易に行え、回収槽内の湯水がレジオネラ属菌が繁殖しないように消毒できる構造であること。

(4) その他の設備に係る構造設備の基準

ア 打たせ湯及びシャワーを設置している場合にあつては、当該打たせ湯及びシャワーには、原湯又は原水を使用する構造であること。

イ 気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置等の水の微粒子を発生させる装置をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該気泡発生装置等の空気の入入口は、そこから土ぼこりが入らない構造であること。

ウ 屋外にも浴槽を設置している場合にあつては、屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混ざらないような構造であること。

(浴室等の衛生措置の基準)

第6条 条例第4条第16号の規則で定める衛生措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 水質に係る衛生措置の基準

ア 原湯、原水、上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた給水栓から供給される水をいう。以下同じ。）及び上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）の水質は、別表第1の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる検査方法によつて行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがない場合は、色度、濁度、pH値及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の項目の基準の一部又は全部を適用しないことができる。

イ 浴槽水の水質は、別表第2の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる検査方法によつて行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがない場合は、濁度及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）の項目の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

ウ 原湯、原水、上がり用水及び上がり用湯についてはアの検査を、毎日浴槽内の湯水のすべてを換水している浴槽水についてはイの検査を1年に1回以上行い、毎日浴槽内の湯水のすべてを換水していない浴槽水についてはイの検査を1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒の方法が塩素系の薬剤によるものでない場合には、1年に4回以上）行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。

(2) 浴槽水に係る衛生措置の基準

ア 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

イ 浴槽水は、毎日そのすべてを換水すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、1週間に1回以上浴槽水のすべてを換水すること。

ウ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系の薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して、その濃度は、通常時において1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでを保ち、最大時においても1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系の薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合、又は他の消毒方法を使用する場合にあっては、他の適切な衛生措置を講ずること。

(3) 貯湯槽に係る衛生措置の基準

ア 貯湯槽（原湯を貯留する設備をいう。以下同じ。）を設置している場合にあっては、通常の使用状態において、当該貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

イ 貯湯槽を設置している場合にあっては、定期的に当該貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜が発生している場合は、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(4) 回収槽に係る衛生措置の基準

回収槽を設置している場合にあっては、当該回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水を消毒すること。

(5) その他の衛生措置の基準

- ア 打たせ湯及びシャワーを設置している場合にあつては、当該打たせ湯及びシャワーには、原湯又は原水を使用すること。
- イ 気泡発生装置等を設置している場合にあつては、これらには当該浴槽内の湯水のすべてを換水し、かつ、浴槽に供給されて24時間以内の浴槽水を使用すること。
- ウ ろ過器を設置している場合にあつては、1週間に1回以上、当該ろ過器を十分に逆洗浄をして汚れを排出するとともに、循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、その後浴槽を清掃すること。
- エ 消毒設備を設置している場合にあつては、当該消毒設備の維持管理を適切に行うこと。
- オ 集毛器を設置している場合にあつては、当該集毛器は、毎日清掃すること。
- カ 洗い場の給湯栓又はシャワーで使用する温水の温度を調整するための設備を設置している場合にあつては、当該設備を定期的に清掃すること。
- キ 営業者は、自主的に施設の衛生管理を行うための手引書及び点検表を作成して、従業員にその内容を周知徹底するとともに、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- ク 浴槽水を河川、湖沼その他の公共の水域に排水する場合にあつては、環境保全のため必要な処理を行うこと。

2 営業者は、前項第1号ウの水質の検査を行った場合において、その結果が同号ア又はイの基準に適合していないときは、その旨を当該検査に係る公衆浴場の所在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

追加〔平成15年規則30号〕

(掲示)

第7条 営業者(条例第2条第2項第3号に規定する特殊公衆浴場の営業者を除く。)は、入浴者の見やすい場所に次の入浴者心得事項を掲示しなければならない。

- (1) 10歳以上の男女は混浴しないこと。
- (2) 浴槽に入る前には身体を洗うこと。
- (3) 浴槽内において頭髪を洗い、若しくは、石けん、ぬか洗い粉などを使用し、又は浴場を著しく不潔にするような行為をしないこと。
- (4) 浴場において、放歌、高声等他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- (5) その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

一部改正〔平成12年規則41号〕、旧第5条線下・一部改正〔平成15年規則30号〕

(書類の経由)

第8条 省令及びこの規則の規定により知事に対して提出する申請又は届出に係る書類は、当該書類に係る公衆浴場の所在地を管轄する保健所長を経由して、提出しなければならない。

全改〔昭和61年規則64号〕、旧第6条線下・一部改正〔平成15年規則30号〕

別表第1(第6条関係)

追加〔平成15年規則30号〕

事 項	検 査 方 法	基 準
色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光	2度以下であること。

	電光度法，散乱光測定法又は透過散乱法	
pH値	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
大腸菌群	乳糖ブイヨン－ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

別表第2（第6条関係）

追加〔平成15年規則30号〕

事 項	検 査 方 法	基 準
濁度	比濁法，透過光測定法，積分球式光電光度法，散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 <sup>厚生省</sup> <sub>建設省</sub> 令第1号）第6条に規定する方法。ただし，同令別表第1に規定する希釈試料の調製は行わず，浴槽水をそのまま試料とすること。	1ミリリットル中に1個以下であること。
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 公衆浴場法施行細則（昭和23年鹿児島県規則第88号）は、廃止する。

附則（昭和56年 4月27日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和61年 6月23日規則第64号）

この規則は、昭和61年 6月24日から施行する。

附則（平成12年 3月31日規則第41号）

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

附則（平成13年 3月30日規則第25号）

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附則（平成15年 3月28日規則第30号）

- 1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。ただし、第4条の次に2条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）は、平成15年 7月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）第2条第1項の許可を受けて公衆浴場を営んでいる者については、改正後の鹿児島県公衆浴場法施行細則第5条の規定は、この規則の施行の日から3年間は、適用しない。

附則（平成17年 3月25日規則第35号）

- 1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県公衆浴場法施行細則別記第5号様式による営業許可書は、改正後の鹿児島県公衆浴場法施行細則別記第5号様式による営業許可書とみなす。